

# 兵庫県立錦城高等学校 生徒心得

## 1. 校訓とスクールモットー

- (1) 校訓の「労学一如」とは、汗して働き、意欲をもって学ぶこと、真剣に生きること、精一杯努力することであり、それは、美しく尊い生き方であることを表している。
- (2) スクールモットーの「動く・創る・鍛える」
  - ア 「動く」とは、物事の大切さに気付き、自ら考え、そして行動に移すことを表している。
  - イ 「創る」とは、新しい考え方やスキルを身に付け、これまでの価値観を見直し、新しい自分を創ることを表している。
  - ウ 「鍛える」とは、周りに流されず自分の感情や行動をコントロールする力や、自立心を鍛えることを表している。

## 2. 身だしなみ・服装に関して

- (1) 本校は学校服（制服）を定めていないので、授業・学校行事・式典などにふさわしい服装・頭髪は各自で判断し、身だしなみを整えること。
- (2) 校舎内および体育館などでは、次の履物を使用すること。
  - ア 校舎内、校内の指定された区域：本校指定の上履き（スリッパ）
  - イ 体育館、講義棟：本校指定の体育館シューズ
- (3) スリッパや体育館シューズのまま校外へ出ないこと。
- (4) 負傷などで本校指定の履物が使用できない場合は、事前に担任に申し出ること。
- (5) 本校指定の体操服・体育館シューズ・スリッパの追加を希望する場合は、下記業者のオンライン販売を利用すること。詳しくは学校生活支援部に申し出ること。

内藤ユニフォーム株式会社 加古川市平岡町土山1221番地18 TEL 078-944-5511

営業時間:平日 9:00~18:00 土曜日 9:00~15:00 定休日:日曜・祝日・第2・4・5土曜

## 3. 登下校時刻

- (1) 通常の登校時刻までに登校すること。SHR までに入室しておくこと。
- (2) 登校時刻は 16:30 以降とし、それ以前の場合は担当教員の許可を得ること。
- (3) 0校時および5校時は3修制の授業である。
- (4) 下校時刻は 22:00 とする。
- (5) 下校時刻とは校門を出る時刻である。
- (6) 部活動は 21:50 までに活動、片付けを終える。
- (7) 登下校時は、錦城高校の生徒昇降口から校舎内外に出入りすること。

0校時	17:00~17:45
SHR	17:50~17:55
1校時	17:55~18:40
2校時	18:45~19:30
3校時	19:35~20:20
4校時	20:25~21:10
5校時	21:15~22:00

#### 4. 校内の決まり

- (1) 学校に必要なでないものを校内に持ち込まないこと。
- (2) 登校後、教員に無断で校外に出てはならない。
- (3) 携帯電話は学校生活に支障を及ぼさないように「錦城高校スマホ使用5か条」を守って使用すること。

##### 【錦城高校スマホ使用5か条】

- 第1条 授業中はマナーモードにし、触らない（イヤフォンも×）
- 第2条 個人、学校が特定されるような投稿や配信をしない
- 第3条 T（時間）P（場所）O（場合）をわきまえる
- 第4条 SNSを通じて誹謗中傷しない
- 第5条 登下校中や移動の時にながらスマホをしない

- (4) 学校生活においては法律に反したり、他に迷惑を及ぼしたり、不快感を与える行動をしないように注意する。
  - ア 20歳以上の者も含め、登下校中を含む学校生活においては飲酒（ノンアルコール飲料を含む）や喫煙（非燃焼・加熱式タバコや電子タバコを含む）、その他反社会的行為をしないこと。
  - イ 薬物などの乱用、万引き・窃盗、その他反社会的行為をしないこと。
  - ウ 暴力・暴言、いじめ（SNSなどを利用したインターネット上への書き込みや写真・動画などの投稿などを含む）をしないこと。
  - エ 授業妨害（授業中の私語、立ち歩き、写真・動画撮影、SNSなどへの投稿など）や指導無視をしないこと。
  - オ 校舎・施設・器具などを汚損・破損・紛失しないこと。
  - カ ロッカーの周りに私物などを置かないこと。
- (5) 校内の指定された区域（共用教室）以外には立ち入らないこと。
- (6) 校内のコンセントを許可なく使用しないこと。
- (7) 学校保管の傘を借りて使用することができる。また、濡れている傘を教室などへ持ち運びができるように傘袋を使用することができる。

#### 5. 就労について

就労している場合（正社員、パートタイマー、アルバイトなど）は、各学期の「就労調査」にて申告すること。

#### 6. 諸届・許可

- (1) 欠席・遅刻は、事前に保護者または本人より学校に連絡すること。
- (2) やむを得ず遅刻する場合は、職員室にて入室許可証（遅刻届）を記入して教員に提出すること。

- (3) 通学経路における公共交通機関で遅延が発生した場合は、学校に連絡し、職員室にて遅延届を記入して教員に提出すること。
- (4) 登校後、病気などで早退しようとする場合、やむを得ず外出しなくてはならない場合は、職員室にて早退届を記入して教員に提出し、帰宅後、学校に連絡すること。
- (5) 「学割」がいる場合は、「学割発行願」を担任に提出すること。
- (6) 校内でポスター掲示・ビラ配布・刊行物を配布する場合は、担任・顧問・担当教員の承認と、学校生活支援部の許可を必要とする。
- (7) 校内で学校が規定する以外の集会・募金活動などを行う場合は、担任・顧問・担当教員の承認と、学校生活支援部の許可を必要とする。
- (8) クラス・部などが校内で行事を行う場合は、担任・顧問の承認と付き添いを必要とする。
- (9) 教室・体育館・運動場・その他、校内施設と諸器具を使用する場合は、担任・顧問・管理責任者などに相談のうえ使用すること。
- (10) 校舎・施設・器具などを汚損・破損・紛失した場合は、担任・顧問・管理責任者・学校生活支援部に必ず申し出ること。なお、状況により修理費用は自己負担となる場合がある。
- (11) 校内での盗難被害・遺失物・拾得物は担任・顧問または学校生活支援部に必ず届け出ること。

## 7. 忌引き・出席停止・公認欠席の取り扱い

- (1) 生徒が親族の喪にあった場合は、次の期間を忌引きとし、その日数を出席すべき日数から差し引く。
  - ア 配偶者、父、母、子 7日
  - イ 祖父母、兄弟姉妹 3日
  - ウ 3親等の親族、同居の親族 1日
  - エ 遠隔地のため旅行日が必要な場合は、キャリア教育部で協議のうえ決定する。
- (2) 感染症による出席停止の場合は、その日数を出席すべき日数から差し引く。
  - ア 学校保健安全法では、感染症予防のため、出席停止などの措置を講じることとされており、出席停止の期間は省令で定める基準によることなどが規定されている。
  - イ 診察を受けた場合は、学校に連絡し、出席停止届を記入して担任に提出すること。
- (3) 次の場合を公認欠席とし、出席したものとして扱う。
  - ア 公式試合の選手・公式発表会の代表として、授業を受けられない場合。
  - イ 進学・就職試験などのために学校長が許可した場合。
  - ウ その他、特別な事情により学校長が許可した場合。

## 8. 登下校・交通ルールに関して

- (1) 通学方法は電車、バス、自転車（電動アシスト機能は可）、徒歩に限る。自動車、原動機付自転車、電動キックボード、Eバイクまたはモペットなどの使用は禁止する。
- (2) 自転車通学者は道路交通法を遵守し、以下の項目を守ること。
  - ア 自転車の利用は「自転車通学許可願」を担任に提出し、申請により許可される。
  - イ 自転車は校内の指定された場所（駐輪場）に施錠して駐輪する。学校近隣への無断駐輪は厳禁とする。
  - ウ 普段から点検・補修を行い、整備不良が発生した場合は速やかに修理する。
  - エ 安全上問題となる改造をしない。
  - オ 「自転車安全利用五則」を理解し、ヘルメットの着用を心掛けること。
  - カ 保護者が育友会に加入している場合は、育友会が加入する全国高P連賠償責任補償制度により、自転車損害賠償責任保険に加入していることとなる。
- (3) 登下校時、道路交通法・マナーを守ること。
- (4) 傷病などにより乗用車などによる送迎が必要な場合は、事前に担任に申し出ること。  
その際の乗降は、講義棟横の駐車場を利用すること。
- (5) 運転免許の取得および運転は、以下の項目を守ること。
  - ア 運転免許の取得は道路交通法に則り、決められた年齢になってから保護者と相談のうえ行うこと。
  - イ 自動車、単車（原動機付自転車を含む）、電動キックボードなどを取得した場合は、適切な保管場所で管理すること。
  - ウ 自動車、単車（原動機付自転車を含む）、電動キックボードなどを運転する場合は、運転免許証を携帯し、道路交通法を遵守して安全運転を心がけること。
  - エ 万が一に備え、「自動車損害賠償責任保険」および任意の自動車保険に加入すること。

## 9. 学校からの情報提供・連絡と学校の電話対応時間について

- (1) 学校からの情報提供・連絡は、本校指定のインターネット上のコミュニケーションツールや本校オフィシャルWEBサイトなどを通じて行う場合がある。

【情報提供・連絡元】兵庫県立錦城高等学校オフィシャルWEBサイト  
<https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/kinjo-hs/NC3/>



- (2) 通常授業日の電話対応時間 13:30~22:00
- (3) 長期休業中の電話対応時間 12:00~20:30
- (4) その他、学校閉庁日や学力検査など事情により変更となる場合がある。

【連絡先】兵庫県立錦城高等学校 〒673-0001 明石市明南町3丁目2番1号  
TEL (078)928-3749 ・ 070-1276-2326

(令和8年3月改定)